社団法人全国日本学士会アカデミア教育研究助成事業実施細則

平成２３年１２月１日　理事会決定

（目的）

第１条　この細則は、社団法人全国日本学士会アカデミア教育研究助成事業規程（以下「実施規程」という。）第８条に基づき、アカデミア教育研究助成事業（以下「助成事業」という。）の選考に関し、必要な事項を定める。

（募集）

第２条　助成事業の募集は、応募要項をもって公募する。

（募集要項）

第３条　応募要項は、実施規程第８条に定める社団法人全国日本学士会アカデミア教育研究助成選考委員会（以下「委員会」という。）が策定し、理事会の承認を得るものとする。

２　応募要項は、社団法人全国日本学士会（以下「本会」という。）のホームページで公表するとともに、理事会で予め定められた関係機関に送付する。

３　応募要項には、次の事項を記載するものとする。

①　助成の趣旨、助成種別及び助成対象に関する事項

　②　募集期間及び応募方法に関する事項

　③　選考及び採択に関する事項

　④　助成金に関する事項

　⑤　個人情報の取扱いに関する事項

　⑥　その他助成事業の募集に必要な事項

（委員会）

第４条　委員会は、４名以上１０名以内の委員をもって構成する。

２　委員は、会員並びに学識経験者等から理事会において選任し、会長が委嘱する。

３　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員会に委員長を置き、会長が指名した委員をもって充てる。

５　委員会は、委員長が招集する。

６　その他委員会の運営に関する必要な事項は、委員会が定める。

（選考方法）

第５条　助成事業の選考は、委員会が応募書類の審査によって行う。ただし、委員会が必要と認めたときは、追加資料の提出や申請者またはその関係者を選考委員会に招致して説明を求めることができる。

２　審査に当たっては次の事項に着目し、選考する。

①本会の助成事業としての適合性

②学術及び教育的効果と社会的意義

③実績と成果

（答申）

第６条　委員長は、委員会における選考経過及び選考結果を、理事会に答申するものとする。

（補則）

第７条　本細則に定めるものの他、選考に必要な事柄は、会長が決定する。

附　則

この規程は、平成２３年１２月１日から施行する。